

商事留置権について

当社は金属加工業を営んでいますが、取引先のA社からあらかじめ資材を預かり、随時、A社からの指示で加工して納品しています。

ところが、ここ数ヶ月A社の工賃支払が遅滞しているうえ、A社は当社に預り資材の返還を求めてきました。

当社はA社に対して、預り資材の返還を拒否することは法律上できるのでしょうか。また、当社の判断で預り資材を売却処分してA社の未払工賃に充てることは法律上許されるのでしょうか。

1 留置権とは

本来、未払工賃の問題と、預り資材の所有権の問題は法律上は別の問題ですから、預り資材の所有者であるA社が返還を請求してきた場合、当社としては預り資材をA社に返還しなければならないのが原則です。

しかし、A社が当社に対して預り資材の返還を求めてきた場合、当社としては未払工賃が支払われないのに資材を返還させられるのでは納得できないところでしょう。

このような場合、当社は留置権を主張して返還を拒否することが考えられます。

留置権とは、債権の弁済を受けるまで、占有している物を留置し、返還を拒絶することができる担保物権の1つであり、公平の原理から、当事者の意思によらず法律上当然に発生するものです。

留置権としては、民法上の留置権、商法上の商事留置権のほか、代理商、問屋、運送取扱人、運送人などについても特定の債権を保全するために特別の留置権が認められています（商法31条、557条、562条、589条等）。

留置権が認められる場合、留置権者は債権の全部の弁済を受けるまでは目的物の全部を留置することができますが（民法296条）、善良なる管理者の注意義務をもって目的物を管理することを要求され（民法298条）、目的物を使用したり賃貸したりするためには債務者の承諾を得なければなりません。

2 留置権が認められる場合

民法上の留置権が認められるためには、・他人の物を占有していること、・その物に関して生じた債権を有すること、・債権の弁済期が到来していること、・占有が不法行為によって始まった場合でないことが必要です（民法２９５条）。

これに対して、商人間の商行為に関しては、「商事留置権」として民法上の留置権よりも債権者保護が強化されており、具体的には・商人間においてその双方のために商行為となる行為によって生じた債権であること、・債権の弁済期が到来していること、・債務者との間の商行為によって自己の占有に属したこと、・債務者の所有する物または有価証券であることにより商事留置権が認められるものとされています（商法５２１条）。

商事留置権については、留置される物と債権との間に牽連性があること、すなわち債権がその物に関して生じたことを必要としないのが民法上の留置権と異なる点です。

本件でいえば、当社がＡ社に対し有しているのは既に加工済みの工賃債権ですので、未加工の預り資材との間に牽連性はないものと考えられ、現在預り保管中の資材について民法上の留置権は発生しませんが、商事留置権は認められることになります。

従って、当社はＡ社に対して商事留置権を主張して、預り資材の返還要求を拒否することができます。

3 任意弁済の交渉

もっとも、当社がＡ社に対して預り資材の返還要求を拒んでいるだけでは未払工賃の回収は図れませんから、商事留置権を根拠としてどのように未払工賃を回収するかが問題となります。

本来、民事留置権についても商事留置権についても、留置権の効力は返還を拒否することができるというものであり、債権者が任意に売却して債権回収を図ることまでは法律上認められていませんが、債権者が当該物品の返還を拒否することによって、事実上債務者に対して債務の任意弁済を促す効果が期待できます。

債務者としても、残債務よりも留置されている物品の価値の方が大きい場合や当該留置物自体の価値はそれほど大きくなくとも、それがないと他の取引・業務に重大な支障が生じるような場合には、残債務を弁済してでも当該物品を引き取りたいと考えるでし

ようから、当該物品の返還を拒否することが債権回収のために効果的である場合は少なくありません。

もっとも、未払債権が留置されている物品の価値よりも大きい場合など、常に債務者が残債務を任意に支払うとは限らず、そのような場合には、債務者との交渉によって、債務全額ではなくても一部の支払を受けることで当該物品の引渡に応じるという解決も選択肢の1つとなってくるでしょう。

4 留置権に基づく競売手続

また、債務者と任意弁済の交渉がまとまらないような場合には、強制的に留置権に基づく競売を行い、債権の回収を図ることが可能です。

即ち、民事執行法上、留置権に基づく競売申立が認められており、競売による売却代金から債権回収を行うことで事実上の優先弁済を受けることができます。

民事執行法195条に、留置権に基づく競売手続について担保権の実行としての競売の例によるものと規定されていますので、留置物が動産である場合には、動産執行の方法により回収を図ることとなります。

具体的には、当該動産を執行官に提出して、商事留置権に基づく動産競売を申し立て、当該動産を換価します。そして、留置権者は、換価代金から競売費用を控除した残額を受領し被担保債権に充当し、更に残額があればその残額を債務者に交付することになります。

5 本件の場合

本件の場合、まずA社に対して商事留置権を主張して預り資材の返還を拒否した上で、預り資材の返還と引換に預り資材の価値に応じた債務の全額あるいは一部を支払うよう交渉を進めるのが相当でしょう。

仮にA社との交渉がまとまらない場合、当社は商事留置権に基づく競売を申し立てることによって預り資材から債権回収を図ることができます。